平成20年度実績評価書要旨 担当部局名:年金局総務課・年金課・国際年金課・数理課 <u>評価実施時期:平成20年</u>8月 政策体系上の位置付け 基本目標 公的年金制度の持続可能性を確保すること 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心 して暮らせる社会作りを推進すること 施策名 施策目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実 を図ること (IX - 1 - 1)公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の 施策の概要 生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のあ る年金を支給する機能を果たしている。 【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度に ついて. ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とさ れたところである。 年金財政については、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、長期的な財政収 支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証(財政 検証)を行うこととしている。(初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施) また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問 題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体 等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。 マクロ経済スライド 少なくとも5年に1度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことが できないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始し、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に 反映させ、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。 ※ 社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨て の問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするととも に、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする協定。 公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあった ことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅なり、買したところである。 平成19年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等 の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応 として有効な手段であった。 (効率性) 平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行され、円滑に実施されている。 平成19年度においては、3カ国との間で当局間協議を新規に開始し、また、2カ国との間で社会保障協定の署名を するなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。 (総合的な評価) 財政再計算との乖離状況(積立金)については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15~18年度は、実 績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライ ド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正によ り、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。平成16年度から19年度においては、この道筋に 沿って国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、平成20年度の国庫負担割合を3分の1に40/1000を加 えた割合(約37.3%)とする「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成20年通常 国会に提出し、継続審査とされている。 平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大 ついては、平成19年4月13日に、まずは被用者年金(厚生年金と公務員等の共済年金)の一元化を実現するとと もに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審査とされている。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ社会保障協定の締結に向けて、平成19年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定 締結への要望の強かったオランダ及びチェコの2カ国との間で、平成19年度中に当該協定を署名するなどの成果が あったと評価できる。 施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価 できる。 なお、現在、「社会保障国民会議」において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め社会保障制度のあるべき 姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っているところである。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (1) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 ロ 見直しを行わず引き続き実施 ii

- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、 拡充要求等の見直しを検討

iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇) (理由)平成19年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。

* 普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より 縮小する

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

|施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準) H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 H 1 9 財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値 [102. 0%] [102. 4%] [106. 6%] [108. 1%] [-%]以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 171.1 174.2 174.6 173.6財政再計算結果 171.3 167.5163.9 160.8 158.3 国民年金 実績 11.7 11.7 12.0 11.7 財政再計算結果 10.4 11.0 10.8 11.3 10.6 マクロ経済スライドによる給付水 準調整 (累積スライド調整率) (単 [-%][-%][0%] [0%] [0%] 位:%) (平成16年財政再計算結果の数値 以下/平成21年度まで毎年度) 0.00.00.0財政再計算結果 0.0 0.4 0.03 当局間協議新規開始国数(単位: [200%] [100%] [0%] [300%] [300%]

- 及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定し
- ているものを含んでいる。 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。 財政再計算との乖離状況(積立金)は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推 移しているかどうかを検証するための指標である。

平成16年年金制度改正前までは、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、 給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定するとともに、必要に応じ制 度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものするため、少なくとも5年に一度行 うこととされていた

平成16年年金制度改正により新たに財政検証が導入され、 変化に伴う様々な要素を踏まえ、少なくとも5年に一度「財政の現状及び見通し」を作 成するこ ととされた

【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算結果等

- 【参考】厚生労働省ホームペーシ 平成16年財政再計算結果等http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされている。
- 指標3 は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、 当局間協議を新規に開始した国の数である。

国向間協議を利税に開始した国の数である。 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン 【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html

E -	関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	万針演説寺内閣の重要政策			
	(主なもの)			